

滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰要領 【業務委託（建設コンサルタント）版】

（表彰の目的）

第1 この要領は、滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、一般社団法人滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、公益財団法人滋賀県環境事業公社、公益財団法人滋賀県文化財保護協会、公益財団法人滋賀県びわ湖芸術文化財団、公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園、公益財団法人滋賀県スポーツ協会（以下「滋賀県等」という。）が発注した建設コンサルタント業務（以下「委託業務」という。）において、その成績が特に優れている場合に、当該委託業務を担当した若手技術者・女性技術者（以下「若手技術者等」という。）を表彰することにより、若手技術者等の技術力の向上に対する意欲を高め、将来の建設関連業を担う技術者を育てるとともに、女性の建設関連業への入職促進に資することを目的とする。

（表彰の対象）

第2 この表彰は、滋賀県等が発注した委託業務において、その担当した委託業務が優良である実績を有し、他の模範である若手技術者等のうち、その功績が特に顕著なものを対象とする。

（表彰の対象除外）

第3 次に掲げる者は、この表彰の対象から除外する。

- （1） 犯罪容疑、刑罰、行政処分、入札参加停止措置等を受けた後相当の期間が経過していない等県民感情にそぐわない者
- （2） 表彰を受けようとする年度の前年度から表彰の間に、次のいずれかの処分または措置などを受けた企業に所属する者
 - ア 滋賀県建設工事等入札参加停止基準（平成7年4月1日）に定める措置
 - イ 建設コンサルタント登録規程（昭和三十九年建設省告示第千百三十一号）の規定に基づく登録の消除
 - ウ 滋賀県等が発注する委託業務で委託業務等成績評定点が60点未満の通知
- （3） 滋賀県内に建設業法上の営業所を有しない企業に所属する者
- （4） 過去にこの要領による表彰を受けたことがある者

（表彰の資格基準）

第4 この表彰の対象となる若手技術者等の資格基準は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- （1） 滋賀県等が発注する委託業務に管理技術者として従事した者。業務期間中に交代があった場合は、従事期間が最も長かった者に限る。

- (2) 基準日における年齢が 40 歳以下の者。ただし、女性技術者においては、年齢制限は設けない。
- (3) 管理技術者として従事した委託業務において、推薦日時点で委託業務等成績評定における「事故等」および「瑕疵修補又は損害賠償」の項目で減点の無い期間が直近 3 年以上ある者。ただし管理技術者として従事していない期間は当該期間に含めない。

2 次の各号すべてに該当する委託業務に従事した者を、この表彰の対象とする。

- (1) 表彰年度の前年度（4 月 1 日から 3 月 31 日）に完了した委託業務
- (2) 当初請負金額が 100 万円以上である委託業務
- (3) 委託業務等成績評定点が 80 点以上である委託業務

3 前項に該当する委託業務は、次に掲げるいずれにも該当しない委託業務とする。

- (1) 委託業務等成績評定点の項目のうち、「事故等」および「瑕疵修補又は損害賠償」の項目で減点がある委託業務
- (2) その他、表彰に値しないと判断される委託業務

（表彰対象者の推薦）

第 5 滋賀県等が発注した委託業務の受注者は、第 4 の基準に該当すると認められる場合、滋賀県土木交通部長に推薦書を提出することができる。

なお、個人事業主などで、受注者と表彰対象者が、同一である場合も同じとする。

（選考方法）

第 6 この表彰の被表彰者は、審査委員会の審査を経て、滋賀県土木交通部長が決定する。

（被表彰者の公表等）

第 7 土木交通部長は、滋賀県ホームページに被表彰者および被表彰者が所属する委託業務名、表彰対象者が従事した委託業務名・場所等および表彰式時（表彰状授与時）の写真等を公表するものとする。

（表彰の時期）

第 8 表彰は、毎年度、滋賀県土木交通部長の定める日に行うものとする。

（本要領の運用）

第 9 本要領に定めるもののほか、表彰の実施に必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、令和 7 年 9 月 15 日から施行する。